

○但馬広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例施行規則

令和4年4月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、但馬広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年但馬広域行政事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める基準は、別表によるものとし、フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、同表に規定する給与体系上の職種の区分ごとの基礎号給とする。

2 前項の規定による基礎号給においてフルタイム会計年度任用職員となった者の学歴免許等（初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成7年但馬広域行政事務組合規則第15号）別表第3の学歴免許等の区分によるものとする。以下同じ。）に加えて実務経験又は経歴により上位の号給とする必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、管理者は基礎号給から上限号給までの範囲内の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、組合のフルタイム会計年度任用職員としての経験年数（同種の職務に継続し、在職した年数をいう。以下同じ。）を有する者の号給は、前条の規定による号給の号数に、当該経験年数に1を加えて得た数を号数（別表に規定する給与体系上の職種ごとの上限号給を限度とする。）とすることができる。この場合において、当該経験年数には、11月以下の月数は含まない。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第4条 特殊な経験等を有する者を引き続き任用する場合における号給の決定については、前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第5条 条例第8条の規定により職員の給与に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号）第21条第2項の規定を準用する場合において、同項中「職員の勤務時間等に関する条例第2条第2項及び第3項」とあるのは、「但馬広域行政事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和4年但馬広域行政事務組合規則第4号）第3条第1項、第4条及び第5条」と読み替える。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に係る報酬及び休日勤務手当に係る報酬の支給割合)

第6条 条例第16条第2項及び第17条第2項の規則で定める割合は、常勤職員の例による。

(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る1月当たりの平均報酬額の算出方法)

第7条 条例第20条に規定する規則で定める方法は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における勤務日数又は勤務時間数に基づき算出した報酬額により1月当たりの平均額を算出する方法とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第8条 条例第21条に規定する規則で定める期日は、月額で支給する報酬は月の21日、日額及び時間額で支給する報酬は勤務した月の翌月の21日とする。

2 前項に定めるもののほか報酬の支給に関する事項は、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について規則で定める職員)

第9条 条例第26条に規定する規則で定める職員は、1月当たりの平均の通勤所要回数が10回に満たない職員とし、この場合における通勤に係る費用弁償の額は条例に定める額の100分の50とする。

(この規則により難い場合の措置)

第10条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に管理者の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

給与体系上の職種別基準表

給与体系上の職種	学歴免許等	基礎号給		上限号給	
		職務の級	号給	職務の級	号給
1 事務補助員	高校卒	1 級	1	1 級	13
2 専門職事務員（資格なし）	短大卒	1 級	18	1 級	30
3 専門職事務員（資格職）	大学卒	1 級	21	1 級	33

備考

この表で使用する用語の意義は、次に定める区分に応じ、それぞれに定めるところによる。

- (1) 事務補助員 配属された部署において正規職員の事務を補助する職
- (2) 専門職事務員（資格なし） 資格を必要としない事務等を専門的に行う職で市長が定めるもの
- (3) 専門職事務員（資格職） 資格（任命権者がその職に必要と認めた資格のみをいう。以下同じ。）を必要とする事務等を専門的に行う職で市長が定めるもの